

73  
6526

門子4  
112  
巻

門ワ3  
6526  
巻

同會  
評文

菅像辨

伊勢 平藏貞丈著

北野の天神の自画乃像より物せり多くありそのはるは其の  
繪の祢面初めよりいりの色とありは装束を束帯にて  
黒袍と着せし免同臂のつらふ積きら其外打きめは  
かとりて洛仕多末と見え自丈扱きふたの如く画さし  
ゆきも自画の小あひ後乃人の画より其画像と  
せんり為ふ菅丞相の自画といひ傳へる物多し今左  
とて取と考へ其自画よありと云ふべし

菅丞相より我像と画しては其の事

一 菅丞相右伝道真公といひは菅丞相にて北野の天神の

門子4  
112  
巻

後京乃大信阿平公とひくこと同時の大臣とくとも政とほきとて  
いひりる子阿平公と女智学文との小菟道相は若き夕ひとて  
其より醍醐天皇とあらう。菟道相の学文とては夕ひの阿  
平公初、こそのころ詠言とくまて終に菟道相は罪  
し筑紫へ流せしありその時君と始て世の人とも菟道相は  
罪あるさる我馬とて實に罪人とさひりる菟道相を罪人よ  
うとあうて筑紫へ流されり。こは後よ北の神とこれ  
ぬいて了とせさ神るれ流されり。あはれ罪人の死つて  
悔、地とけり。わが我係といふはむく画くわくの人よ  
あふりあひさいこれあり。今も罪人の像と何かせんゆわ  
うとも、昔ふりてやけと恐きさる。自画の像とあふり  
いひ傳へ、ハ一白乃、何言るる色し。

天神の面相と画くは、怒り乃色とけりてありき。あやま  
るる。

一、天神の面相と怒りの色とあふり、あやまて画くと、右平紀小  
菟道相の實の罪とあひ流罪とあひひのひのと恨るる。深  
いさうして、あやまり清淨教に落くんとつみ殺し。うら  
俗説と傳るとあひも面相と怒り。然るに画くは、菟道  
相の人のり、我知しをして、愚人の執念あり。此者の生靈に靈  
の人とて、殺すことひと同一。やま、あやめされあり。右平  
紀より、あひも、あはれ、あはれ、あはれ。菟道相は、後草とて、古書  
あり。菟道相は、築紫へ流され。飛鳥の阿の侍とて、集衆るる  
相とて、古書の侍とて、あやま、あはれ、恨るる。あひの、あひの、  
あひのと、あひの侍の中、九月十日、あひの、あひの、侍あり。

去年今夜侍、清凉

秋思 詩篇獨断賜

恩賜御衣今在此

捧持 毎日拜餘香

と見えたり侍の心々去年昌泰三年九月十日今日と同じ

日又清涼殿侍候せし秋思とて類としぬ日同じ也

と遠ひて我ひとりハ腸と割るるをあげりしとて情已て

秋思よりせて詩と作りたりいとどかたかたか且時よりこそ也

日しての心と下し給り共清夜と名づけし所ありて今け如

まら共思ふとも捧け持て日夜の香の今までありて残

りてあつた毎ツつねとあり思のゆゑなりと香こそ

く作りたりと先帝とあり免き思と忘れぬことありけ

一事とて万事と推し知ましかも懐く思ひあり

あり又若く相罪とて糸の言ひのあつたをりて物

は玉須磨の浦に移りての巻物それ流し第一の巻ひら

りての巻ひら書りし巻ひら古須磨の日記とて具

日記

茲按を演下 白記こと後世 九月のまはつたより改官の解状なりぬるといふこと

人偽作なりト 近世諸考ある人のこえはうありくあり先んちの身のかこをう天道のこ

うまひとわいふもあひわらうこと

い文の心々九月のまはつたよりて若く相の右大臣の官と改

て右宰相権師よりありて書を作りて書りて状と下し

給りていつくの心々ありてむらじ風ありて官と改め

流し第一の巻ひらそれ流し第一の巻ひら我々智の足つたより急あり

すちありて天のとらめありていこのありと天命とあり

はひひ我のこころありて懐く思ひありて我あり

うりて天命ありとされしから免れしは實は賢人ありて  
天子の肖像なる画人の如く我身と似たりことして其形より  
人成りしむらりたるはと成りしとて清き心ありこれ  
思ひ思ふて雷ふありと云ふ傳りの相傳に思ふらるるに  
つりし丁そありしとせりし思ひ思ふて雷とありしと云ふ  
殺されしと云ふと云ふしと云ふしと云ふしと云ふしと云ふし  
菅原相統罪ハ延喜元年也同三年薨久平雷の  
清涼殿ニ座しハ延長八年に其乃二十八年より忠臣子  
んそ君と思はん是一ツ何そ二十八年と云ふん是二ツ  
時平は徒黨して呪咀せし傳と原光友原定玉ありの傳  
臣并ニ寸平丁そ云ふ前死しれと云ふと云ふと云ふと云ふ  
ありしと云ふぬ平希世在京遠瞻雷火は焼殺す是と云ふ

其後身崔天皇の兼平は東大延暦西寺の雷火も菅原  
相の靈と云々皆傳りし奇妙なる事として賢人と云ふ志あり  
そ傳りしことと云ふしと云ふしと云ふしと云ふしと云ふし  
面相も思ふらるる如くは表ありし相の自畫  
よのびるハ必定あるなりしなり

天神の像の装束とては装束は畫くハ悪しきなり

一 天神の像の装束とては装束は畫くハ傳ありしこと装束と  
云々衣久と名付て麻布の太くしりとの用代こまけつけて装  
束の下の重なりて衣久と付て之用の色は左右の禱の意を  
装束の形をとりしと云ふしと云ふしと云ふしと云ふしと云ふし  
此はまゝの形を羽院と花冠を大宮有仁公と似合はれて  
去りし免のひとありしはの續世徳物神皇正統記海人

藤芥多小... 菅原相の時代は... 祚府の逸... して... の... 又冠も... けい... けい... けい...

菅原相乃像袍乃色の事

菅家御傳記曰昌泰二年二月十日曾為右大臣

七月十日叙正三位  
見干同記

此時正三位右大臣也衣服令の定法諸臣の礼服  
一位深紫三位以上浅紫也然きも後小又改り...

日本記略曰嵯峨天皇弘仁元年九月戊戌朔壬戌是日制大  
臣身帶二位者聽著中紫今宣改著深紫又諸王二位  
已下五位已上及諸臣二位三位者依令條浅紫也今著  
中紫又去大同二年制四位已上不得服用者今聽五位以  
上服用之延喜御正式曰凡大臣帶二位者朝服著深紫  
諸王二位已下五位已上諸臣三位三位並著中紫之...  
の文と... 考... 菅公正三位右大臣の時の像... 袍の  
色中紫... 年... 夫深紫と云... 極深...  
深... 浅... 深... 浅... 中... 深... 浅...  
中間の色... 深紫... 浅紫... 深紫... 浅紫...

一本前書曰  
延喜三年正月  
上日改元延長四月  
上日改元延喜四月  
相左遷直旨復  
本官增一階賜  
正三位聖座侍  
二見ユキ

同記曰延喜元年正月七日授從二位

此時從二位右大臣也上小記云弘仁延喜乃制大臣帶二位者著深紫セキとあるを以て考ふセキ公從二位右大臣の時乃像ありハ袍のいろ深紫セキとある也セキ深紫乃色上小記云やくは深紫とあるあり

同記曰同月廿五日任太宰權師罷右大臣右近衛大将

此時從二位と記されし後從二位太宰權師なり上小記云弘仁延喜乃制と以て考ふ小菟公從二位あり大長と云や免られざる也深紫と著しハ諸臣二位三位著中此系とありはけ付の像ありハ袍のいろ中け系と云はし中け系の色のよりハ上と云ふよし

同記曰同三年二月廿五日薨于太宰府于時春秋五

此時從二位太宰權帥也日本記略曰延喜三年二月廿五日申從二位太宰權帥道真薨西府年五十九上小記云弘仁延喜の制と以て考ふけ付の像ありハ袍のいろ中け系と云はし前と云ふよし

同記曰延長元年四月贈正二位復本官右大臣

此時贈正二位右大臣也け付の像と上小記云從二位右大臣と同ハ袍のいろ深紫とあり

同記曰正曆四年五月廿一日贈正一位左右臣

此時贈正一位左大臣あり衣服令正一位深紫とありけ付の像ありハ袍のいろ深紫とあり弘仁延喜の制と以て考ふ一位と二位と帯と大長と深紫とあるあり

一本前書曰  
正曆四年五月廿一日  
就太宰府母寺  
天満宮初使教位  
兼系正贈左大臣  
臣聖座侍

一本首書曰  
正曆四年上  
月廿日初使  
菅原朝臣  
爲理贈正  
一位大政大臣  
聖廟傳見  
エタリ抄  
公延喜三年  
薨去ヨリ今  
正曆四年ニテ  
九十二年ノ  
經タリ

同記曰閏十月十九日贈大政大臣

此時贈正一位大政大臣也袍色亦同

菅公の像左遷以前と贈官位と同 袍色深紫也大宰

権師子任左遷の薨薨一曰近ハ袍の色中紫ナリ

深紫系を上品と云ひしは紫系より深紫にして黒くありし

と云ありしは正曆の以前五信子鍊將焉て深紫と云

るのみありしは 桃花深紫 といふより画工深紫の袍と云

小黒深紫なりしは深紫よりより深紫の袍乃色と云

は深紫も菅公の付しは深紫と云ふ所の深紫の

は深紫のいろより深紫のいろより深紫の色と云ふ

は深紫のいろより深紫の色と云ふは深紫の色と云ふ

は深紫の色と云ふは深紫の色と云ふは深紫の色と云ふ

袍の文色の事

後代を袍の文書唐草輪文代臨遠の三種のとなりけ

の文を用ひしを是に何色の代は定られしりや ツギツカ 詳あり

又異文と号して其家くは定て用事ある文も何れも

この三種の定制ありし私に異文といひしりし

の文の定制ありしは此の定制ありしは

の文の定制ありしは此の定制ありしは

の文の定制ありしは此の定制ありしは

の文の定制ありしは此の定制ありしは

の文の定制ありしは此の定制ありしは

の文の定制ありしは此の定制ありしは

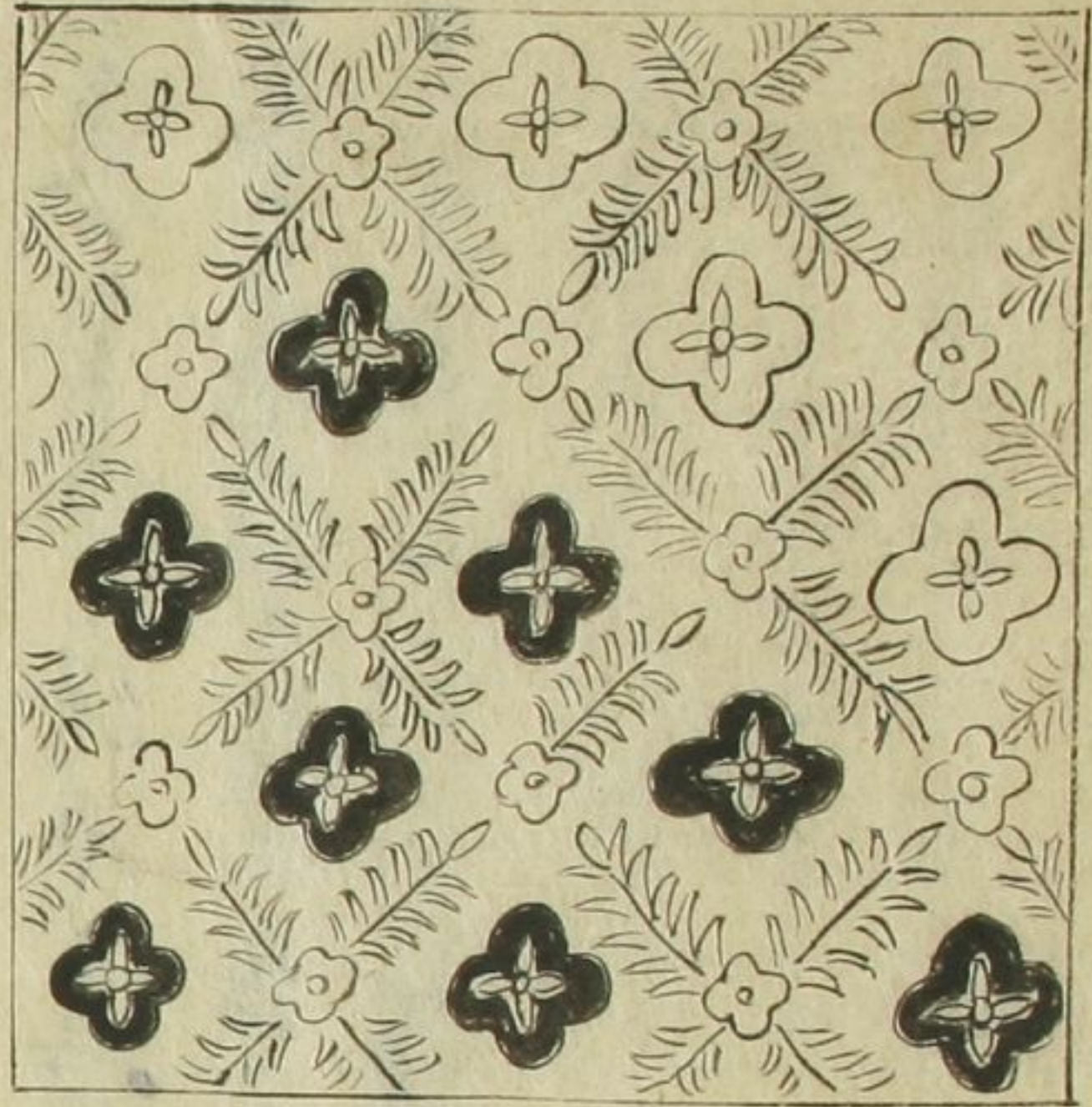
の文の定制ありしは此の定制ありしは



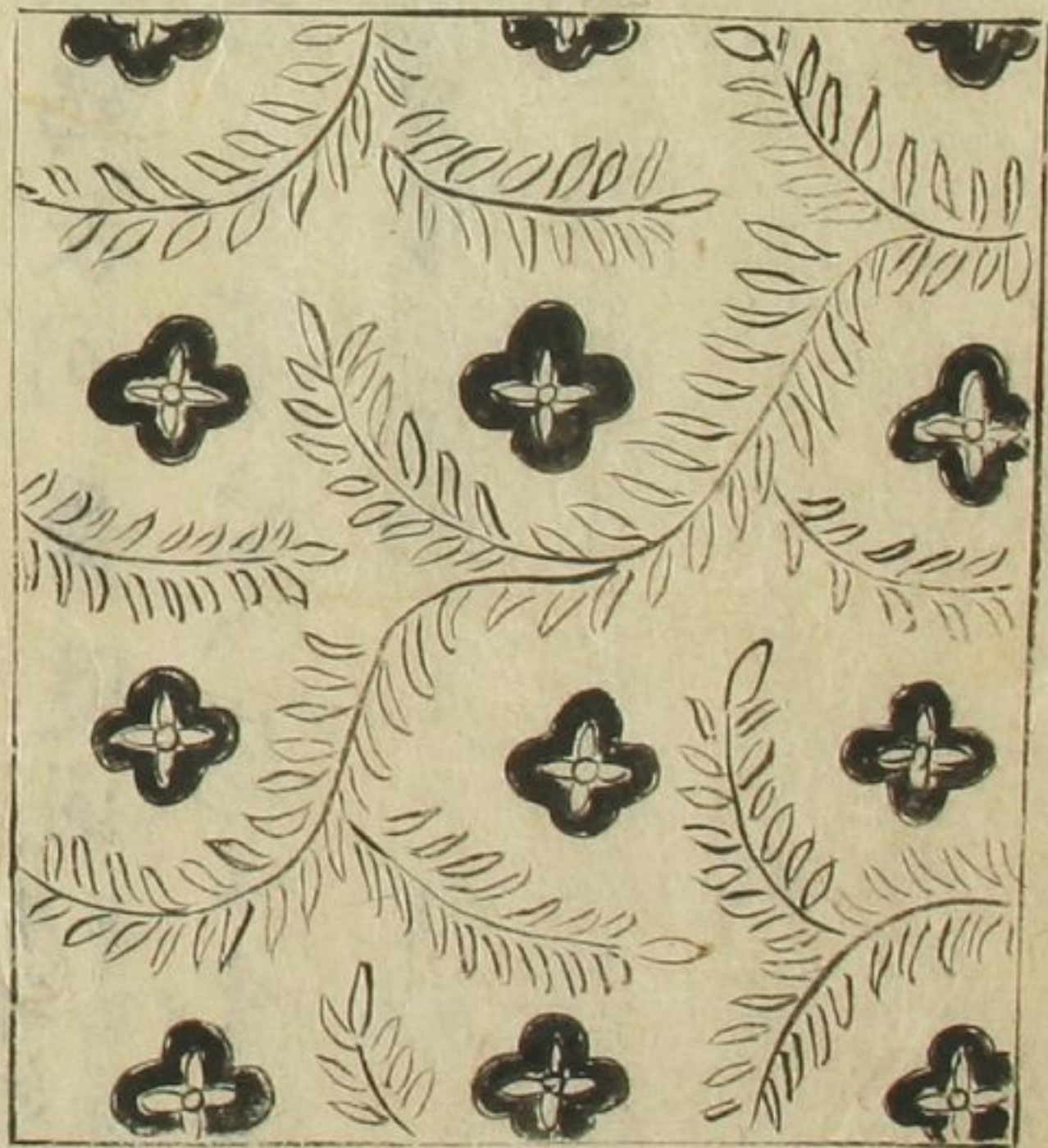
この考列とは二ツの制度のこゝて文の制度を考てあり玉ふ  
も衣服の制度は草を足えたるも袍の文の制度と建れ  
し見へと袍を上古を袍の文を定めと或とある  
は海を或と人の好くはま色して何文かても用ひて文は袍  
の文ありしなりしこれハ菱家の袍の文は何文かても  
画へし何文かてもとつともあるなりしよりあるは  
て画へしとや土佐の画工を菱家の像は薄は四葉草  
を画へし乃文や画く先昔より文傳へしものと画と來  
れりとの光長画一年中の中十六卷の中にも  
袍の文は薄は四葉草の像は薄は四葉草の像  
青蓮院御門跡 薄は四葉草の文と画り 画名詳  
所藏 其像の  
冠彼の所為明院以前いしこ夜文のこゝまじりしは町の古

様あり感信をへし古画あり又雲鳥の綾古くはさたるもの  
よて能有の皇の大臣の湯衣は雲鳥の綾と條ひし  
は條ぬの侍の中たりしは大和のりふかたりしは雲鳥  
とハ雲鶴のり何鳥とよめあるつりあるれしは  
ハがりしは延長六年藤原石衛門人補し乃と條  
正通の賀して飾りし侍小綾鶴衣間舞曉風 本朝文粹朗諫集  
等に見たり  
とつとも袍の雲鶴と括して云つこ菅家の像は雲鶴と画  
ひひるひはをりし薄は四葉草の像

二番  
栗田大臣石衛門  
云々  
侍のり  
とつてを衛  
のり  
いふ



右年中行事繪



右古画小野道風像

雲鶴乃圖



後祢念院  
殿装束抄  
見一

右藤四葉草の文と繪洲土佐家の舊傳也  
 其他の画家乃故實を  
 更傳として畫を  
 者一  
 云鶴と古書よ見えり文には多岐の中よひり後

うせくひきとも画し

### 袍乃袖長の事

冠許者卷之三  
 龜六年路ま袍袖  
 口闊五位已上尺  
 爲限六位已下  
 八寸云々  
 一拾芥抄一條院長保元年袍の袖口此闊一尺八寸あり  
 日二年一尺六寸ありし由尺了るるれり後又鳥羽院由  
 代衣文と云ひ始り以來係長くありしを今も二尺あり  
皇朝の衣敷及  
 改まゆり奉る  
 の定り奉る  
 物のすしハ  
 衣領ハ七八寸  
 用カ延喜式ハ  
 小尺と云れハ  
 今ハ統丈の二尺  
 と云ハ三寸ハ  
 九寸一尺ハ仍  
 て式ハ八寸也  
 下とありハ  
 已上と云る  
 るのハ今ハ  
 の袖長保  
 官竹小尺ハ  
 寸餘建武宣  
 ぬる上古々短く長かきも續日本記又元明天皇和銅  
 元年八月制自今以後衣襟ソツテ口闊八寸已上一尺以下隨人  
 大小爲之云々又拾芥抄云袍袖口闊五位以上一尺爲限六  
 位以下八寸女亦准此於拾雜室  
 龜六年正月又延喜正式之凡花袖口七寸  
 フキキ又  
 無問高下同作一尺二寸已下其腋闊者一尺四寸其表衣  
 長衣とありハ袍以下下襲和等ハ  
 部ハ  
 衣ハ絶著地衣ハ  
 部ハ也  
 若菜の像の袍の長くたす画しす額画し古画の小野

古三三尺云々  
 尺云々  
 道風の像乃袍法袖とありしみか画し袖長大るハ後代  
 の風あり

### 裾乃長の事

裾ハ下親等の  
 尺ハ

一 百練抄云堀川院寛喜三年四月廿四日若宮御百日也今日  
 出仕入々裾寸法夏内々為頭中宮亮朝臣奉行被仰下  
 大臣八尺大納言七尺中納言六尺参議三位五人四位上下四  
 尺云々云々鑄抄云假令大臣一丈四尺大納言一丈二三尺中納言  
 一丈三尺参議八尺四位七尺但近年無存寸法之人只以  
 長爲先且又隨人高下可斟酌其長短也後堀川院御時  
 雅被定寸法不拘制法云々かくの如く裾の長くありしハ  
 後代のりあり上古ハ甚短く也續日本後記仁明天皇  
 兼和五年三月乙丑紀池田朝臣春野々々記也了章に其

裾地差高袴襪露而見矣諸大夫皆驚云古之儀制必與  
唐同後代當効之春野が衣冠古様と見えり諸大夫春野々  
裾の短して地とあはれて曳きとて古様ありと云ふは兼  
和の当時裾少長くありて地と曳く冠はあつてありし然も  
とも少かり裾の端の地小著て曳きありありありありし  
これハ昔家の像ハ裾の端かきとかり地も曳くやとに  
画く一々こと曳く袴ハ画す一々あり

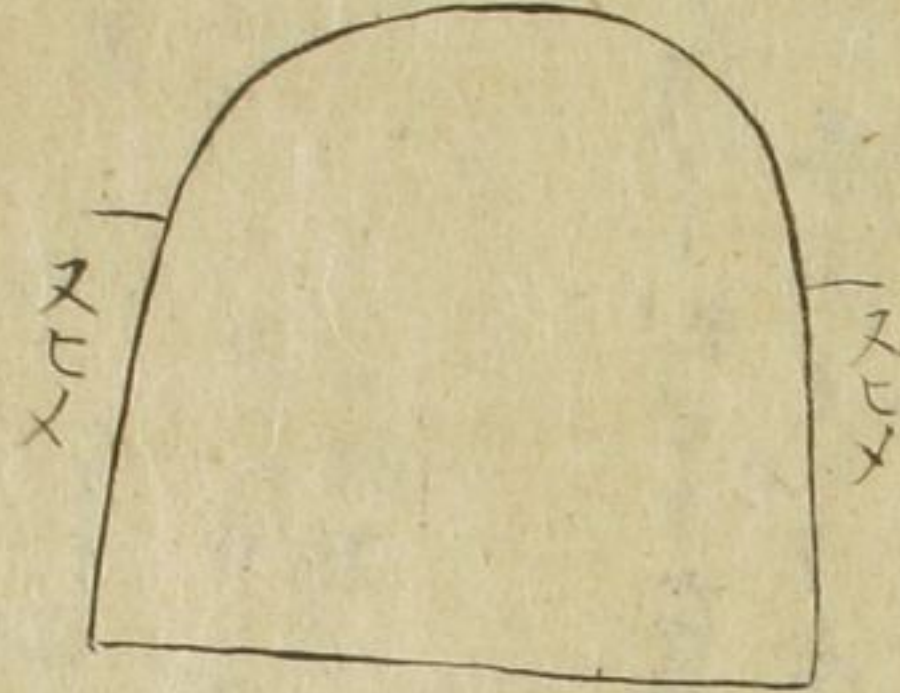
冠の事

一今の冠ハ儀してさうわさ少して雅とせして漆ぬりたる物  
又小くして以てのしを頂ハ載せし又巾もさうして  
ハ并と費たり古の冠ハさふ々ありて今のやう冠も烏帽も  
も固くありてハ名羽院中代衣文と云ふの始し以來の

ありて一清少納言枕草子ハさひりけふもの物ハ辰之敷  
のしつ少の四ハさうさふのすて希並し人のうらありも  
ひりげうのらぬさうさひもひりつふありさうさひひり  
んとそい冠冠うとそやとそありありありありひりけふ  
又ほあそ草子ハさうの冠ハひりしうさうさうさうさ  
しつありとそあり作しれハ辰代の冠桶と稱し人ハさう  
つきて今用ありとそい冠冠の中ハ辰代ハさうさうさ  
ふとそ也按さう日本紀天武天皇十一年六月壬朔丁卯  
男女結髪仍著漆紗冠とそ同十三年閏四月壬午朔丙申  
詔男子有冠冠冠而著括緒禪とそ十一年紀漆紗冠と  
ありて十二年紀ハ冠制と改られしとそハ十二年紀ハ冠  
制と改らるしとそハ冠とそハ冠とそハ冠とそハ冠とそ

冠ハ即<sup>スナナチ</sup>圭冠<sup>の</sup>なる<sup>カ</sup>ス<sup>ル</sup>一<sup>ツ</sup>漆紗<sup>ト</sup>ハ其制<sup>ト</sup>ハ<sup>ハ</sup>く<sup>ハ</sup>い<sup>ハ</sup>る<sup>カ</sup>紗  
 ほう<sup>ク</sup>の<sup>カ</sup>ぬ<sup>カ</sup>と<sup>ハ</sup>圭冠<sup>ト</sup>ハ其形<sup>ト</sup>以<sup>テ</sup>つ<sup>ク</sup>圭<sup>ト</sup>上<sup>ト</sup>同<sup>ト</sup>て  
 下<sup>カ</sup>方<sup>カ</sup>あり<sup>ク</sup>形<sup>ハ</sup>い<sup>ハ</sup>る<sup>カ</sup>補<sup>カ</sup>額<sup>カ</sup>會<sup>カ</sup>て<sup>ハ</sup>即<sup>チ</sup>後<sup>カ</sup>代<sup>カ</sup>の<sup>カ</sup>立<sup>カ</sup>烏<sup>カ</sup>帽<sup>カ</sup>子<sup>カ</sup>也<sup>カ</sup>此<sup>カ</sup>圭  
 冠<sup>ハ</sup>紗<sup>ト</sup>漆<sup>ト</sup>の<sup>カ</sup>う<sup>カ</sup>て<sup>ハ</sup>う<sup>カ</sup>も<sup>カ</sup>や<sup>カ</sup>ら<sup>カ</sup>う<sup>カ</sup>あ<sup>カ</sup>る<sup>カ</sup>物<sup>ト</sup>也<sup>カ</sup>い<sup>ハ</sup>圭<sup>カ</sup>冠<sup>カ</sup>の<sup>カ</sup>縫  
 目<sup>カ</sup>の<sup>カ</sup>方<sup>カ</sup>と<sup>ハ</sup>前<sup>カ</sup>と<sup>ハ</sup>後<sup>カ</sup>あり<sup>テ</sup>る<sup>カ</sup>と<sup>ハ</sup>後<sup>カ</sup>代<sup>カ</sup>立<sup>カ</sup>烏<sup>カ</sup>帽<sup>カ</sup>あり<sup>テ</sup>と<sup>ハ</sup>又<sup>カ</sup>其<sup>カ</sup>縫  
 目<sup>カ</sup>の<sup>カ</sup>方<sup>カ</sup>と<sup>ハ</sup>左<sup>カ</sup>右<sup>カ</sup>あり<sup>テ</sup>る<sup>カ</sup>と<sup>ハ</sup>あ<sup>カ</sup>ら<sup>カ</sup>う<sup>カ</sup>も<sup>カ</sup>と<sup>ハ</sup>い<sup>ハ</sup>て<sup>ハ</sup>額<sup>カ</sup>より<sup>カ</sup>じ<sup>カ</sup>う<sup>カ</sup>へ<sup>カ</sup>撫<sup>カ</sup>く<sup>カ</sup>や<sup>カ</sup>り  
 髻<sup>カ</sup>の<sup>カ</sup>不<sup>カ</sup>髻<sup>カ</sup>の<sup>カ</sup>頭<sup>カ</sup>の<sup>カ</sup>面<sup>カ</sup>は<sup>テ</sup>て<sup>ハ</sup>紋<sup>カ</sup>り<sup>カ</sup>せ<sup>テ</sup>て<sup>ハ</sup>小<sup>カ</sup>紐<sup>カ</sup>と<sup>ハ</sup>指<sup>カ</sup>さ<sup>カ</sup>ハ<sup>カ</sup>髻<sup>カ</sup>の<sup>カ</sup>入  
 一<sup>ツ</sup>後<sup>カ</sup>代<sup>カ</sup>の<sup>カ</sup>纒<sup>カ</sup>の<sup>カ</sup>垂<sup>カ</sup>柳<sup>カ</sup>乃<sup>カ</sup>や<sup>カ</sup>く<sup>カ</sup>あ<sup>カ</sup>る<sup>カ</sup>勢<sup>カ</sup>ハ<sup>カ</sup>あ<sup>カ</sup>る<sup>カ</sup>只<sup>カ</sup>直<sup>カ</sup>ニ<sup>カ</sup>垂<sup>カ</sup>下  
 る<sup>カ</sup>あ<sup>カ</sup>る<sup>カ</sup>左<sup>カ</sup>の<sup>カ</sup>纒<sup>カ</sup>号<sup>カ</sup>と<sup>ハ</sup>見<sup>テ</sup>て<sup>ハ</sup>熟<sup>カ</sup>考<sup>カ</sup>を<sup>カ</sup>愈<sup>カ</sup>一<sup>ツ</sup>

圭冠 漆紗冠同



圭冠<sup>カ</sup>髻<sup>カ</sup>ノ<sup>カ</sup>所<sup>カ</sup>ニ<sup>カ</sup>て<sup>ハ</sup>絞<sup>カ</sup>り<sup>カ</sup>寄<sup>カ</sup>タル<sup>カ</sup>躰<sup>カ</sup>也<sup>カ</sup>



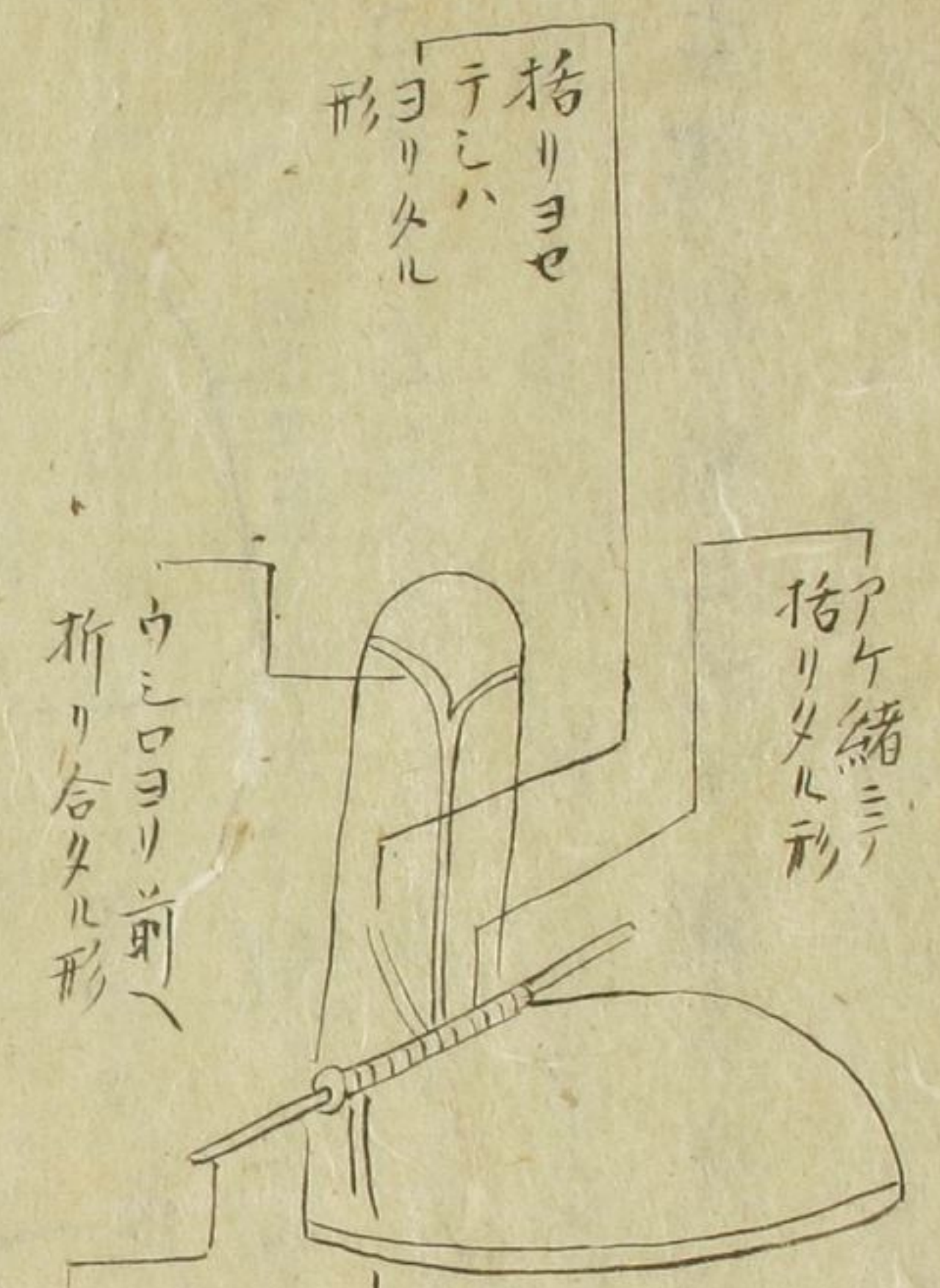
燕尾



此<sup>カ</sup>小<sup>カ</sup>紐<sup>カ</sup>ニ<sup>カ</sup>て<sup>ハ</sup>絞<sup>カ</sup>り<sup>カ</sup>寄<sup>カ</sup>タル<sup>カ</sup>所<sup>カ</sup>ヲ<sup>カ</sup>結<sup>カ</sup>フ

右愚按<sup>カ</sup>趣<sup>カ</sup>也<sup>カ</sup>猶<sup>カ</sup>下<sup>カ</sup>ノ<sup>カ</sup>圖<sup>カ</sup>ニ<sup>カ</sup>テ<sup>ハ</sup>考<sup>カ</sup>へ<sup>カ</sup>し

今世ノ冠ニ右ノ圭冠ヲ括タル躰ノ存セル圖



此筋左右ニ在リ右ノ圭冠ノ劔目ノ形ナリ



今世ノ纒 燕ノ尾ニ似ス

アケ緒ノムスヒアリ今ハ弁ニナレリ

又たさうして古くはせう古画小野道風乃像と以て古の風神と考へ  
 又たさうして本因大ナリ今  
 約テホリス

青蓮院御門跡所藏古画小野道風像



硯宮紙アリ畧之

右より如くあれは、菱の像の冠上古圭冠と括くあり、  
御の画くへ今世の冠を画ききこ

平緒の事

一今世ハ切平緒と別ハ切平緒と云々垂と別ハつらてつとあり  
古ハ續平緒也續子緒と云々垂と別ハ作らして緒のゆくと  
長くして前ハ垂キトとあり其緒のゆくと花多草あり  
緒と編小して其端を色糸と以て文とありて上刺と云々あり  
今の垂は同一今の垂の上刺を上下左右ともあり古ハ  
左右ともあり小あり紀州熊野新宮の神室乃中ハ古ハ平緒  
あり左右より上刺ありて上下ともあり地の色を浅紅かりて  
繡を唐花唐草あり然も浅紅かりて端ハ萌黄糸あり  
踏踏の上刺の萌黄糸のゆくとあり菱の像ハ續平緒

と画へ一垂ハ二つありて續小画ハはは平緒と云々あり

太刀の事

一太刀ハ武官ハありて人ハ帯也とあり文官ハも教授帯劔ハ  
宣下ありて帯も之菱公ハ寛平九年六月十九日任權大納言  
兼右近衛大将昌泰二年二月十日任右大臣右近衛大将如  
えられ菱公從二位右大臣兼右大将の時の像ハ帯劔ハ  
画ハさの勿論ハ延喜元年正月廿五日任大宰權帥太宰師ハ  
文官也公式令云五衛府軍團及諸帯仗者爲武本註云太  
宰府三關及内舍人不在武限義解云謂ハ文之不在武即知合  
帯伏既舉内舍人亦中坐以上准  
而須知 自餘並爲文ありて文と云ハ太宰師ハ文官あり  
帯劔の官ハ菱家太宰權帥の時の像も亦帯劔ハ画へ  
太刀ハ時繪太刀と画へ一螺鈿珠玉の華飾とあり

リキあり

表袴乃事

後代聽禁色人々有文の表袴と著し非色乃人々禁色ゆ  
平緋代用の無文之上古々は差別あり本朝文粹善相ハ文意  
見封事ハ臣伏見貞觀元慶之代親王公卿皆以生筑  
繁緋<sup>ツ</sup>爲夏汗衫曝絶爲表袴と云へり此を々々文を  
古所ハ善相公ハ三善清行ハ延喜の時代乃人々其比表  
袴も有文ありしと依て古の古所といへり其ハ表  
の像の表袴有文ハ画へり

笏乃事

一延喜式ハ凡五位以上通用牙笏白木笏前趾後直六  
位以下官人用本ヲ前控後方と云へり表公の像の笏々

牙笏の柄も本笏の柄も画へり前趾ハ前の方ハ少甲  
さくみ<sup>カ</sup>下と付かるる凡六位以下の笏前控と云ハ前乃方  
と少中控は肉と云ふなり前趾と前控と相表裏  
しと云ふなり  
註ス控モ笏  
以テ云 笏乃事

番乃事

一本首書曰  
按淺番ハ  
今の如く本  
番にて作ら  
るるハ  
一菅公席上ハ五日の像ありハ襪をうらして番として画へり  
又同ハ三日の像ありハ又六居ハ画へり  
又二居ハ又是と前  
ハ付し襪をのり画色し又庭上ハ五日の像ありハ襪の上ハ  
淺番ハ画へり

表公面躰の事

一凡古人の像其人の生身と云其形として写し画しと云





いふに成程の事不<sup>二</sup>自<sup>一</sup>悦、是と書記せり東福の思極も  
如此書記せり又惟肖の天神の贊云我もけいの不審を  
れとも絶海已に贊して並きれれを任せて贊之と  
云羅山先生東見記に足<sup>二</sup>右の天神後唐して佛法と交  
口語ありの石記してありとある例の像の妄説あり  
信をよみたる凡像を奇妙不思妙と好む妄説と作り像と  
欺く者あり

菅家の像天神の像と云事

一住吉慶舟公土佐画工の家にて菅公存生の時の像と  
菅家の像と云豊後北野にありの像と天神の像  
と云とこれらありとありと云天神と云称  
と云善くとも思ふは又上古に君とありの像と云是天神  
菅神と云

安永九年庚子十月十六日 燈下書畢

伊勢平藏貞丈述

之臣よハハありと云是地神と天地の稱と云て君臣の尊卑  
と分てあり菅公ハ臣と云て天神の位ありと云予と稱と  
菅神と云

